3　地域連携ネットワークの発展に向けて

（１）専門職団体等との連携

国基本計画において、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等には、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割を果たすことが期待されています。

基礎自治体においては、特定の職種や団体を排除しない、地域のプラットフォームの形成が求められているといえます。

【国基本計画での記載（P.23 ～ 25）】

ア）福祉関係者団体

○今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

・ソーシャルワーク※６の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
・福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
・社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
・地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
・必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）

○社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ）法律関係者団体

○今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。

・法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
・弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
・親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
・本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

（２）計画の策定

計画策定には、自治体としての実効力の担保という側面もあることから、中核機関等の設置とあわせて、並行的に進めて行くことが効果的です。

計画の策定について、国基本計画では、次のように記載していますが、各自治体においては、後述 P.94 のような考え方に即して、整備を進めることがより現実的と思われます。

【国基本計画での記載（P.20－21）】

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

〇促進法第 23 条第１項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

〇市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

・地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。

・チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。

・地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。

・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。

・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

ヒント！

平成 29 年 12 月 12 日付局長通知で示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」

平成 29 年 12 月 12 日付　厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名による局長通知で示されたガイドラインでは、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」も示されている。

ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）

平成 29 年 12 月 12 日付厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知 29 頁

ヒント！

地域の実情に応じた自治体体制整備　初動期工程の考え方　例示
成年後見利用促進にかかる市町村計画の策定

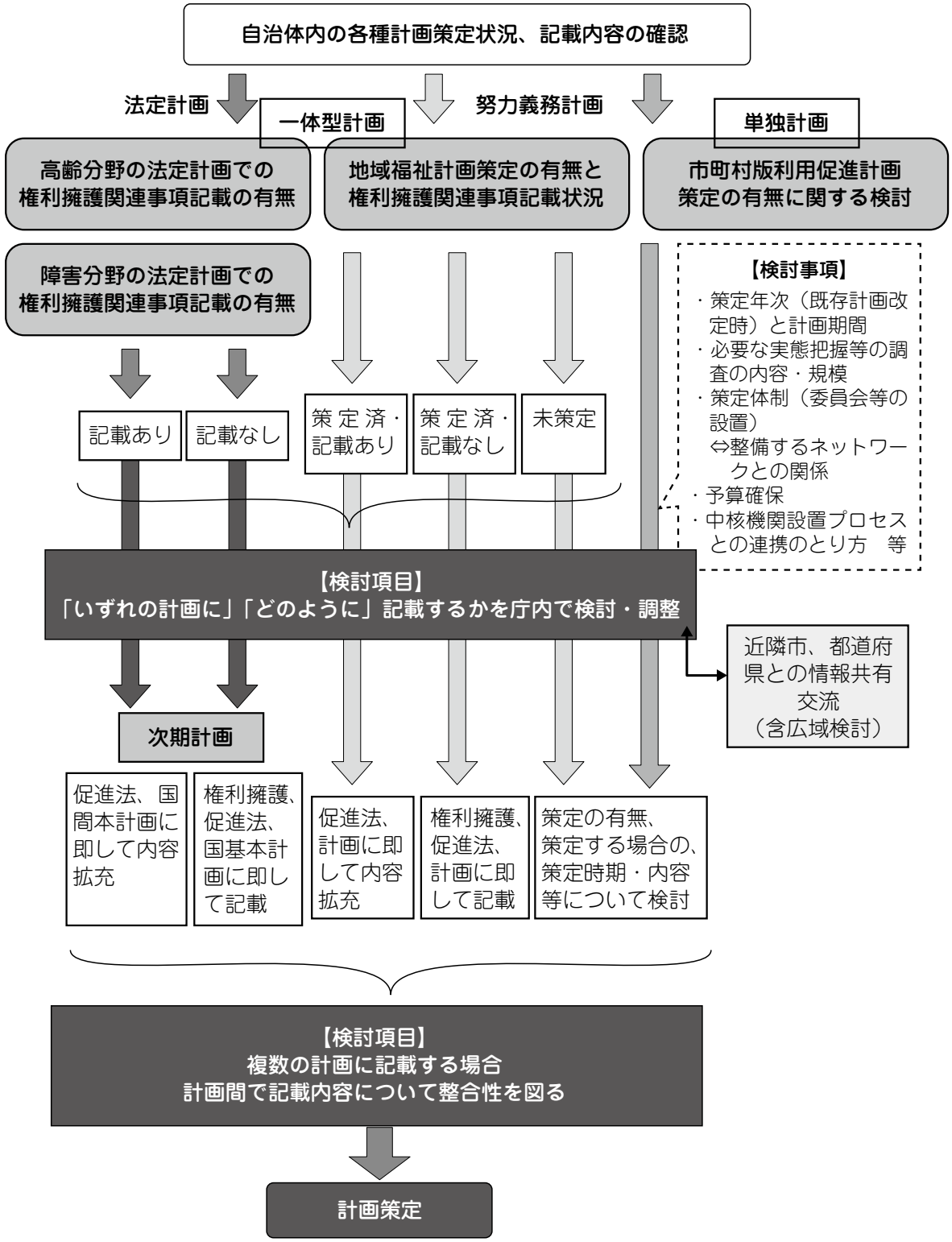

参考事例のご紹介

市町村計画策定事例
（単独計画として、他の部門別計画と一体的計画として）

単独計画として策定の事例　（埼玉県志木市）

埼玉県志木市では、平成30年度から31年度までの2年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。同計画では、成年後見人及び未成年後見人の利用者と、制度利用が必要な市民を対象とし、成年後見制度には、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見に規定されるものを含むとし、成年後見のほか、民法第838条以降に規定された未成年後見も対象としています。

志木市「成年後見制度利用促進基本計画」施策の体系

第３節　施策の体系

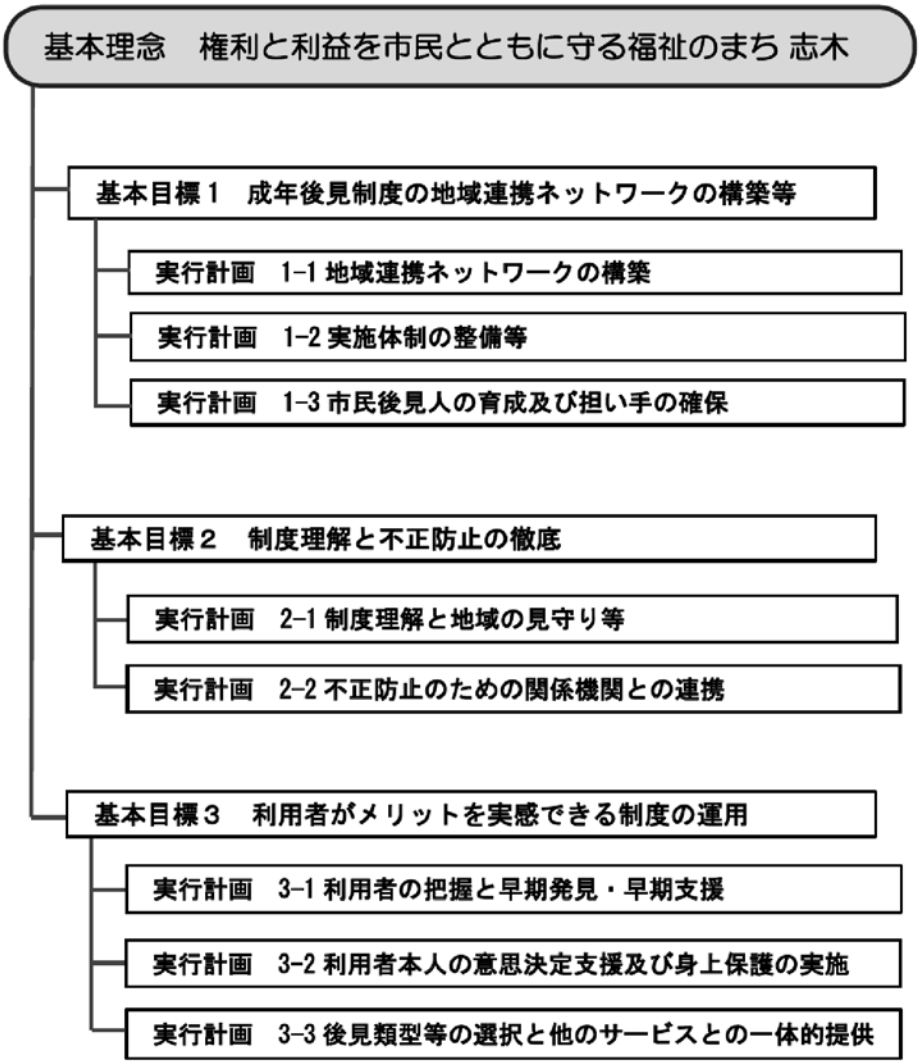

志木市「成年後見制度利用促進基本計画」素案より抜粋

他の部門別計画の一部として策定の事例（大阪市　地域福祉基本計画）

目　次

第１章　計画の考え方 1
1　計画策定の背景と趣旨 1
2　計画の位置づけ 3
（1）地域福祉基本計画の位置づけ 3
（2）大阪市基本構想との関係 6
（3）区地域福祉計画等との関係 7
（4）分野別計画・関連計画等との関係 7
（5）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係 14
3　計画期間 15
4　圏域の考え方 16
5　計画の推進・評価の体制 18

第２章　地域福祉を取り巻く現状 19
1　統計データ等から見る大阪市の現状 19
（1）大阪市における人口・世帯数等の推移 19
（2）市民の意識と活動の状況 29
（3）地域における団体等の活動の状況 36
（4）地域における社会問題の状況 42
（5）相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況 47
2　地域福祉にかかる法・制度の動向 49
（1）地域共生社会の実現 49
（2）成年後見制度の利用の促進 58
3　地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況 61
（1）取り組み状況について 61
（2）課題と今後の方向性 64

第３章　計画の基本理念と基本目標 67
1　基本理念 67
2　基本理念の考え方 68
（1）人権尊重の考え方 68
（2）住民主体の地域づくりの考え方 69
（3）ソーシャル・インクルージョンの考え方 69
（4）福祉コミュニティ形成の考え方 71
（5）多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方 71
3　計画の基本目標 72
4　計画の体系 73

基本目標１　みんなで支え合う地域づくり 74
1　住民主体の地域課題の解決力強化 74
（1）地域での支え合い、助け合いの意識づくり 74
（2）地域福祉活動への参加の促進 74
（3）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり 75
（4）専門職による地域福祉活動への支援について 76
2　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 79
（1）多様な主体の参画と協働 79
（2）社会資源の有効活用 79
3　災害時等における要援護者への支援 83
（1）災害時における要援護者への支援 83
（2）災害時に備えた地域におけるつながりづくり 84

基本目標２　新しい地域包括支援体制の確立 86
1　地域における見守り活動の充実 86
2　相談支援体制の充実 89
（1）複合的な課題等を抱えた人への支援 89
（2）生活困窮者自立支援制度との連携 90
（3）こどもの貧困対策との連携 90
（4）相談支援体制を支える人材の育成・確保 91
3　権利擁護支援体制の強化 94
（1）虐待防止の取り組みの推進 94
（2）成年後見制度等の利用促進 94

第４章　各区に共通する課題等への具体的な取り組み 97
1　相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 98
1－1　要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 98
1－2　複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築 102
2　福祉人材の育成・確保 108
2－1　地域福祉活動の担い手の確保 108
2－2　福祉専門職の育成・確保 110
2－3　行政職員の専門性の向上 112
3　権利擁護の取り組みの充実 114
3－1　虐待防止に向けた地域連携の推進 114
3－2　成年後見制度の利用促進 116

資料編
用語解説 123

大坂市「地域福祉基本計画」素案より抜粋

（３）財源確保

① 本人の暮らしや財産の保全・管理が安定することによる社会への相乗効果
～制度推進に向けた財政課等への効果的な説明として

本人がメリットを感じられる制度運用を図ることは、結果として、本人のＱＯＬの向上はもとより、自治体や地域、事業者にとってもプラスの相乗効果〔地域循環〕をもたらします。例えば、以下のような相乗効果が期待できます。

➢ 自治体にとっては

・成年後見人等がついて、本人の金銭管理・契約・滞納等の問題解決を支援することで、これまで本人が抱えていた費用の精算、あるいは問題の抱え込みの予防につながり、滞納予防や虐待の防止につながる。
（例）虐待やセルフネグレクト、消費者被害、孤立死・孤独死等の予防

・金銭管理等が安定的に行われることで、滞納されていた税金等が支払われる効果が期待される。

➢ 事業者・施設等にとっては

・不払い、契約者不在等のリスクを背負い込むことなく、コンプライアンス（遵法）面でも安心して積極的支援が可能になる。
（例）独居や高齢者のみの世帯等が在宅生活の継続を希望

・本人の生涯を支える法的キーパーソンが選任されることで、サービス契約や金銭管理を適切行えるようになる。

➢ 地域にとっては

・見守りや成年後見人等等、本人に何らかの支援が入ることで、日々の近隣と本人とのコミュニケーションが回復する

・こうした意思決定や判断に支援が必要な方が、ともに地域で暮らす姿を目の当たりに見ることで、要介護時の自分や家族のありようについてイメージや理解が進み（我が事感の高まり）、住み続けやすい地域づくりにつながる。

このうち、特に自治体にとっては、成年後見人等がつくことで、これまでのご本人の税・保険料、公共料金、医療・福祉サービス費用等の滞納分が返済されることになります。ある成年後見支援センターの実績によれば、それらの 13 年間の合計は、３市で４千万円超にも上ります。

②　事業実施に向けた財源　（平成 30 年度予算等について）

成年後見制度利用促進法では、成年後見制度利用促進計画に基づく施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう政府に求めていますが、これを受けて、厚生労働省では、以下のような財政措置等の支援方策を講ずることとしています。

（2018 年 3 月 6 日　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋）

○市町村の計画作成に関する費用、及び地域連携ネットワークの中核機関の運営に要する費用に充てるため平成 30 年度より新たな地方交付税措置を講ずる。
（普通交付税の市町村分のうち社会福祉費として、成年後見等実施機関運営事務費を新設）
（使途例）
・計画策定委員会の開催等に要する費用
・中核機関の相談員の配置や旅費、会議等に要する費用

○平成 29 年度より認知症総合戦略推進事業として、成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備に向けた試行的な実施のために必要な経費を計上しており、平成 30 年度も予算拡充の予定

事業実施に向けては、都道府県とも相談の上、これら予定されている予算を有効に活用していくことが有効です。

認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概　要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容（平成30年度予算案）

① **成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備**　**認知症総合戦略推進事業（3．3億円の内数）**
- 成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備を実施。
- 認知症高齢者の意思決定支援のための普及・啓発

※ 実施主体：都道府県　補助率：1／2

② **権利擁護人材育成事業**　**地域医療介護総合確保基金（介護分）　483億円の内数**
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

③ **成年後見制度利用支援事業**　**地域支援事業　1，988億円の内数**
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。

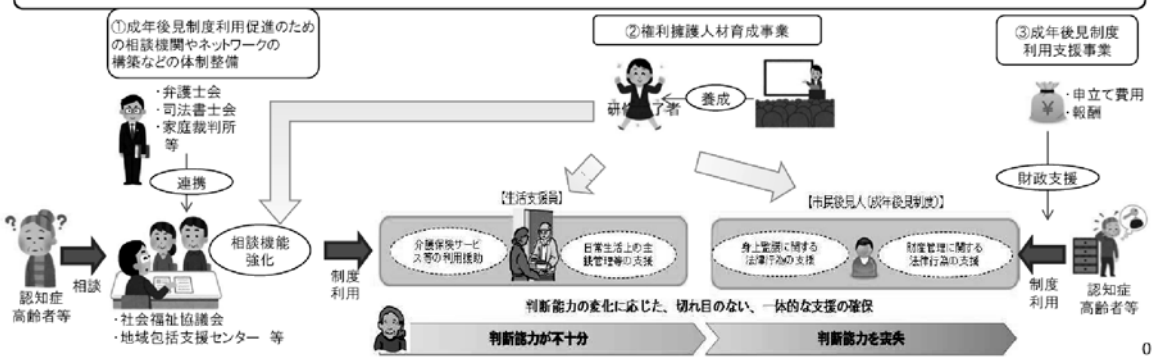

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

平成３０年度予算案

① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金４９３億円の内数）
- 事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- 実施主体：市町村

② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金４９３億円の内数）
- 事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
  （1）法人後見実施のための研修
  （2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
  （3）法人後見の適正な活動のための支援
  （4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- 実施主体：市町村

③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金４９３億円の内数）
- 事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- 実施主体：都道府県、市町村

厚生労働省老健局提供資料【３月６日時点】

2018年3月6日現在

厚生労働省における成年後見制度利用促進関係予算について（平成30年度予算案）

事項	事業名	事業の概要	実施主体
利用促進のための体制整備支援（都道府県）	介護保険事業費補助金/認知症総合戦略推進事業/「成年後見利用促進連携・相談体制整備事業」	成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等をいう。）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施	都道府県
利用促進のための体制整備支援（市町村）	普通交付税（市町村分）/社会福祉費/「成年後見等実施機関運営事務費」（予定）	市町村における成年後見制度利用促進にかかる計画策定委員会の開催や中核機関の相談員の設置、旅費、会議等に要する費用を算定	市町村
広報・普及啓発（※）、申立費用等の助成		成年後見制度利用促進のための広報、普及活動の実施 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成	
（高齢者関係）	地域支援事業交付金/任意事業/その他の事業/「成年後見制度利用支援事業」	市町村が実施する広報・普及活動、低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成	市町村
（障害者関係）	地域生活支援事業費等補助金/市町村地域生活支援事業/必須事業/「成年後見制度利用支援事業」	市町村が実施する障害者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成	市町村
（障害者関係）	地域生活支援事業費等補助金/地域生活支援促進事業/市町村地域生活支援促進事業/「成年後見制度普及啓発事業」	自治体が実施する広報・普及活動に要する経費の助成	都道府県・市町村
人材養成等（※）			
（市民後見人）	地域医療介護総合確保基金/介護従事者の確保に関する事業/「権利擁護人材育成事業」	成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成	都道府県・市町村
（法人後見）	地域生活支援事業費等補助金/市町村地域生活支援事業/必須事業/「成年後見制度法人後見支援事業」	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するための経費に対し助成	市町村

（※） 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施や市民後見人等の養成にあたっては、各市区町村の実情等に応じて、高齢部門と障害部門を一本化して実施することは可能。なお、その際に、地域支援事業や地域生活支援事業等の費用按分については、管内の認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分することなどが考えられる。

厚生労働省老健局提供資料【３月６日時点】

（４）審議会の設置、条例等の制定

国基本計画では、「成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」のなかで、国、地方公共団体、関係団体等の役割をあげています。そのなかで、市町村の役割の一つとして、以下の「条例で定めるところによる審議会その他合議制の機関」があげられました。同時に、これらの取組を既存の政策との有機的な連携のもとに実施する旨も付記されています。

【国基本計画での記載】

○また、市町村は、促進法第23条第２項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

○なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

参考事例のご紹介

成年後見制度の利用を促進するための条例の制定

志木市では、平成29年3月24日、首長の強いリーダーシップのもと、全国に先駆けて「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定した。

第3条に「市の責務」を明記したことが特長である。地域共生社会を見据え、横串をさした事業の展開について記している。

第３条　市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

当市は人口が約７万６千人とコンパクトであり、「自治体は温度差が大きいが、自治体により制度の利用が異なることには違和感を覚える。」、「小中自治体でもできることを示したい。」と語り、今後は条例をもとに、さらなる成年後見制度の利用を促進する取組を進めることを検討している。

（埼玉県志木市、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成。）